

大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業に係る総合評価一般競争入札実施

要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和高田市（以下「本市」という。）が発注するマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に係る総合評価一般競争入札の実施に関し、法令及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- (2) 事業者選定委員会 大和高田市附属機関設置条例（昭和36年4月条例第22号）第2条に規定する大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定委員会をいう。
- (3) 落札者決定基準 政令第167条の10の2第3項に規定する基準で、落札者決定の手順、事業提案書の審査方法を定めたものをいう。
- (4) 要求水準書 入札参加者が技術、経営等の能力を活用して本事業の安定的、効率的な整備、運営を提案する指針となるとともに、事業者選定委員会が第7条の事業提案書の審査における適否の判断基準とするため、本事業の目的、必要な事項及び成果など本市が本事業で求める内容を明確にした仕様書をいう。

(委員会の審議)

第3条 市長は、総合評価一般競争入札による入札の実施に当たっては、次に掲げる事項を事業者選定委員会の審議に付し、当該委員会の提言を求めるものとする。

- (1) 落札者決定基準に関すること。
- (2) 本事業の実施に関する計画、技術提案等の書類及び関連資料（以下「事業提案書」という。）の審査及び評価に関すること。
- (3) 落札候補者の選定に関すること。
- (4) その他入札に関すること。

(入札公告等)

第4条 市長は、規則第7条第3項に定めるもののほか、次に掲げる事項について公告するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札の事業である旨
- (2) 落札者決定基準
- (3) 要求水準書
- (4) その他必要と認める事項

(学識経験者の意見の聴取)

第5条 市長は、落札者決定基準及び技術評価点を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による意見聴取において、併せて、落札者決定基準に基づいて落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。
- 3 前項において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、当該落札者を決

定するときに、あらかじめ学識経験者から意見を聴かなければならない。

(入札参加者の参加資格要件)

第6条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、市長が指定する入札参加資格審査に必要な書類（以下「入札参加資格審査申請書」という。）を指定する期日までに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の入札参加資格審査申請書の内容を審査し、入札参加者に当該結果を通知するものとする。

(事業提案書等)

第7条 前条第2項の審査結果により、入札参加資格要件を具備していると認められた入札参加者は、市長が指定する期日までに事業提案書及び入札書を市長に提出するものとする。

(事業提案の基礎審査)

第8条 事業者選定委員会は、市長から付議された前条の事業提案書を、落札者決定基準に定める基礎審査項目に掲げる要件の具備について審査し、その審査結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、基礎審査項目の要件を具備していないと判断したときは、当該事業提案書を提出した入札参加者を失格とする。

(事業提案書の審査及び落札候補者の選定)

第9条 事業者選定委員会は、落札者決定基準に基づいて事業提案書の審査を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内であって、非価格要素点と価格要素点の合計（以下「総合評価点」という。）の最も高い入札参加者を落札候補者として選定する。

2 事業者選定委員会は、入札参加者に対し、事業提案書の内容についてヒアリングを実施することができる。

3 事業者選定委員会は、技術提案等の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案等となる場合や一部の不備を解決できる場合には、提案者に当該技術提案等の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。

4 予定価格を超えた入札を行った入札参加者は、失格とする。

5 事業者選定委員会は、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、価格要素点の最も高い入札参加者を落札候補者として選定するものとし、価格要素点も同点である場合は、当該入札参加者にくじを引かせて落札候補者を選定するものとする。ただし、当該入札参加者がくじ引きに参加できないときは、当該入札事務に関係のない本市の職員にくじを引かせるものとする。

(落札者の決定)

第10条 市長は、事業者選定委員会から落札候補者選定の提言を受け、落札者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により落札者となった者が契約を締結しない場合又は契約締結日までの期間において入札参加に係る資格要件のいずれかに該当しなくなった場合は、その者以外で総合評価点の最も高い落札候補者を落札者とすることができる。この場合において、総合評価点の最も高い落札候補者が2者以上あるときは、前条第5項の規定を準用するものとする。

(総合評価結果の公表)

第11条 市長は、総合評価一般競争入札により落札者を決定したときは、その審査結果について公表するとともに、入札参加者全員に通知するものとする。

(落札結果の説明)

第12条 入札参加者で落札者とならなかった者は、前条の結果を公表した日の翌日から起算して7日（大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条に規定する休日を除く。以下次項において同じ。）以内に、市長に対し、落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められた場合は、説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

（責任の所在等）

第13条 落札者は、技術提案等に係る内容の適正な履行について、責任を負う。

2 落札者が技術提案等に係る内容を履行することができなかつた場合は、再度の履行義務を課すとともに、その態様、程度に応じて悪質な行為があると認められる場合、本市は、契約の解除等の措置を講ずることができる。

（事業提案書の取扱い）

第14条 市長に提出された事業提案書は、入札参加者に返却しない。

2 事業提案書は、入札参加者に無断で選定審査の目的以外に使用しないものとする。

（実施上の留意事項）

第15条 入札の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（1）入札には、複数の企業で参加する企業グループも参加できるものとする。

（2）入札の参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。

（3）市長は、提出書類及び事業提案書への虚偽の記載その他の悪質な行為があったと認める場合には、当該入札参加者を失格とする。

（4）市長は、落札者が偽りその他の不正な行為により落札者となったことが判明したときは、契約の解除、指名停止等の措置を行うものとする。

（補則）

第16条 この要領に定めるもののほか、総合評価一般競争入札の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。